

○愛川町議会基本条例(平成23年条例第8号)新旧対照表

現 行 (旧)	改正後 (新)
<p>前文から第3条まで (略)</p> <p>(議員の使命及び政治倫理)</p> <p>第4条 議員は、町民全体の代表者として、自己の地位に基づく影響力を常に自覚し、議会の品位と信頼を損なうことのないよう、高い倫理性をもって行動しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関する事項は、別に定める。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自ら資質の向上に努め、町民の負託に応えなければならない。</p> <p>第5条から第7条まで (略)</p>	<p>前文から第3条まで (略)</p> <p>(議員の使命及び政治倫理)</p> <p>第4条 議員は、町民全体の代表者として、自己の地位に基づく影響力を常に自覚し、議会の品位と信頼を損なうことのないよう、高い倫理性をもって行動しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関する事項は、別に定める。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自ら資質の向上に努め、町民の負託に応えなければならない。</p> <p><u>(災害時の対応)</u></p> <p><u>第4条の2 議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。</u></p> <p>第5条から第7条まで (略)</p>

(情報の公開及び提供)

第8条 議会は、町民参加による開かれた議会を実現するため、議会情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

2 議会の本会議、委員会は、原則として公開するものとする。

3 議会は、インターネット、議会だより等多様な広報媒体を活用して、議会情報の積極的な提供に努めなければならない。

第9条から第20条まで (略)

附 則

(情報の公開及び提供)

第8条 議会は、町民参加による開かれた議会を実現するため、議会情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

2 議会の本会議、委員会は、原則として公開するものとする。

3 議会は、インターネット、議会だより等多様な広報媒体を活用して、議会情報の積極的な提供に努めなければならない。

(情報通信技術の活用)

第8条の2 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

第9条から第20条まで (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。